

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	タービン建屋換気空調系排気ファン(HVE2-2C)軸受用温度指示スイッチ(TIS)の点検時、誤差率に精度外(2台)が認められたため、当該スイッチを交換	
2	3号機	固定子冷却水冷却器(B)において、フランジ部よりリーク(1滴/秒程度)が認められたため、フランジ部を点検・修理	
3	4号機	タービン建屋換気空調系北側主給気ファン(B)出口ダンパー制御用電磁弁の点検準備時、当該ダンパー制御用空気の隔離不備により、主給気ファン(A)をトリップさせたため、関係者に周知及び対応検討	
4	4号機	給復水系水張りに伴う高圧復水ポンプ(B)起動時において、給水加熱器(4C)の逃し弁(RV-32-5157C)に動作が認められたため、当該弁を点検・修理	
5	4号機	取水岩着ダクトピットサンプポンプ(D)起動時、「水位低」の表示が発生したため、当該レベルスイッチを点検・校正	
6	4号機	所内ボイラ(B)バーナー中間接続部において、噴霧蒸気ドレンのリーク(連続滴下)が認められたため、当該部を点検・修理	
7	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルタンク(A)の循環運転時、循環弁(AO-20-225A)に動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
8	6号機	主蒸気系配管油圧防振器の点検時、ピストン等の摺動部に交換基準を超える摩耗・変形等が認められたため、当該部品を交換	
9	6号機	タービン建屋換気空調系移送ファン(E6-12B・13B)の点検時、ファン軸カップリング嵌合部の寸法に許容値外れが認められたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで